

第2 雇用保険二事業の概要と調査対象事業

| 勧 告 | 説明図表番号 |
|---|----------------|
| <p>1 我が国における雇用の現状</p> <p>我が国における昨今の雇用を取り巻く情勢をみると、</p> <p>① 平成21年7月の完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は5.7%（完全失業者数359万人）と、統計調査を始めた昭和28年以降で最も高かった15年4月の5.5%を上回り、その後3か月連続で改善し5.1%となったものの、21年11月は5.2%と再び悪化しており、また、完全失業者数は331万人で、13か月連続で前年同月に比べ増加している（「労働力調査」（総務省）による季節調整値）、</p> <p>② 有効求人倍率は、平成21年5月（0.44倍）から統計調査を始めた昭和38年以降で最も低かった11年5月及び6月の0.46倍を下回り続け、21年7月及び8月には0.42倍となり、その後3か月連続で改善したものの、21年11月は0.45倍であり、依然として求人をめぐる状況は厳しいものとなっている（「職業安定業務統計」（厚生労働省）による季節調整値）、</p> <p>③ 平成21年6月の企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は、前年同月比7.4%増の1,422件と、6月の件数としては、14年（1,439件）以来7年振りに1,400件を超え、その後21年8月から4か月連続で前年同月を下回るようになったものの、21年11月は1,132件であり依然として厳しい経営環境が続いており、また、20年の上場企業倒産件数は33件と戦後最多を更新した（株式会社東京商工リサーチ）、</p> <p>④ 派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、平成20年10月から22年3月までに実施済み又は実施予定としているものは、全国で4,537事業所、25万291人となっている（「非正規労働者の雇止め等の状況について」（厚生労働省））、</p> <p>など、昨今の雇用失業情勢は厳しいものとなっており、このような状況の中で、派遣労働者等の雇止め・解雇、新規学卒者の内定取消しなど、深刻な問題が生じている。</p> <p>2 国の雇用対策と雇用保険二事業との関係</p> <p>このような状況を踏まえ、国は、</p> <p>① 雇用維持対策（雇止め対策を含む。）として、i）雇用調整助成金等の特例措置の実施、ii）派遣先による派遣労働者の雇入れの支援等</p> <p>② 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む。）として、i）ふるさと雇用再生特別交付金の拡充、ii）緊急雇用創出事業の創設等</p> <p>③ 雇用保険を受給できない者（非正規労働者、長期失業者）等の生活保障と</p> | <p>図 I - 1</p> |

して、「緊急人材育成・就職支援基金」により職業訓練期間中の生活費を支給する仕組みの創設等

- ④ 内定取消し対策等として、i) 内定取消しに関する相談、企業指導等の強化、ii) 企業に対する奨励金等による内定を取り消された学生等への就職支援の強化等

の措置を講じているが、この中には労働保険特別会計において経理される雇用保険二事業により実施しているものが多く含まれており、既存事業の要件緩和による利用者拡大（雇用調整助成金の支給要件の緩和等）、新規事業の創設等を行っている。

これらの平成21年度における緊急雇用対策関係予算は、次のとおりである。

平成21年度当初予算においては、「雇用状況の改善のための緊急対策の推進」として2,792億円が計上されており、これも含めて雇用保険二事業としては、支出ベースで5,520億円が計上されている。

また、平成21年度補正予算においては、政府の「経済危機対策」（平成21年4月10日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）を踏まえた「緊急雇用対策」として2兆5,128億円が計上されており、このうち、雇用保険二事業としては、雇用調整助成金の拡充等（6,066億円）など支出ベースで6,391億円が計上されている。

表 I - 1

| | |
|---------------------------|--------|
| ◎ 緊急雇用対策関係予算 | (億円) |
| 1 平成21年度当初予算 | 2,792 |
| (内訳) | |
| ① 住宅・生活対策 | 255 |
| ② 雇用維持対策 | 880 |
| ③ 再就職支援対策 | 1,649 |
| ④ 内定取消し問題への対応 | 8 |
| 2 平成21年度補正予算 | 25,128 |
| (内訳) | |
| ① 雇用調整助成金の拡充 | 6,066 |
| ② 再就職支援・能力開発対策の推進 | 7,416 |
| ③ 緊急雇用創出事業の拡充 | 3,000 |
| ④ 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応 | 106 |
| ⑤ 失業等給付費等の確保 | 6,836 |
| ⑥ 住宅・生活支援等 | 1,704 |

なお、これらの措置により、雇用保険二事業については、平成21年度における緊急雇用対策関係の補正予算を含む予算が、収入ベースで5,203億円、支出ベー

スで1兆1,911億円となっている。

3 雇用保険二事業の概要

(ア) 雇用安定事業

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条において、政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、次のような雇用安定事業を行うことができるとされており(同条第1項)、また、雇用安定事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「(独)雇用・能力開発機構」という。)及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下「(独)高齢・障害者雇用支援機構」という。)に行わせるものとする(同条第3項)。

- ① 景気の変動等の経済上の理由により事業活動を余議なくされた場合において、労働者を休業させる等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助(同条第1項第1号)
- ② 離職を余議なくされる労働者に対して休暇を与える事業主、当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる等の事業主に対する必要な助成及び援助(同項第2号)
- ③ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により高年齢者の雇用を延長し、又は高年齢者等に再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助(同項第3号)
- ④ 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する等の措置を講ずる事業主に対する必要な助成及び援助(同項第4号)
- ⑤ 障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進等の事業の実施(同項第5号)

(イ) 能力開発事業

雇用保険法第63条において、政府は、次のような能力開発事業を行うことができるとされており(同条第1項)、また、能力開発事業の一部を、(独)雇用・能力開発機構に行わせるものとする(同条第3項)。

- ① 事業主等が行う職業訓練の振興に必要な助成、援助及び経費の補助(同項第1号)
- ② 公共職業能力開発施設及び職業能力開発総合大学校の設置、運営及び経費の補助(同項第2号)
- ③ 求職者や退職予定者に対する再就職に必要な知識や技能を習得させるための講習、作業環境に適応させるための訓練の実施(同項第3号)

表 I - 2

- ④ 有給教育訓練休暇を与える事業主に対する助成及び援助（同項第4号）
- ⑤ 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）や職業講習を受ける労働者に対する交付金の支給及び雇用する労働者に職業訓練等を受けさせる事業主に対する助成（同項第5号）
- ⑥ 技能検定の実施に要する経費の負担や技能検定の促進に必要な助成及び経費の補助（同項第6号）
- ⑦ 労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業の実施（同項第7号）

また、厚生労働省は、これらの雇用保険二事業について、各事業が果たす施策の効果をとらえるための目標を事業ごとに設定し、年度終了後に、保険料負担者であり、かつ、事業活用者でもある事業主の意見を踏まえ、その達成状況の評価を行い、目標値に対する実績の割合である事業執行率とともに評価結果を公表した上で、事業の見直し等所要の措置を講ずることとしている。

この結果、平成20年度における雇用保険二事業は、表1のとおり、雇用安定事業103事業、能力開発事業31事業の合計134事業となっている。

表1 雇用保険二事業（三事業）における事業数の推移

（単位：事業）

| 年度 | 平成18 | 19 | 20 | 21 |
|--------|------|-----|-----|-----|
| 雇用安定事業 | 56 | 99 | 103 | 138 |
| 能力開発事業 | 42 | 32 | 31 | 38 |
| 雇用福祉事業 | 76 | — | — | — |
| 計 | 174 | 131 | 134 | 176 |

- （注）1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
 2 三事業であったのは平成18年度までであり、このうち雇用福祉事業が廃止され、19年度以降は二事業となっている。

なお、雇用保険制度は、労働者の失業中の生活の安定、再就職の促進等を図るための失業等給付及び雇用機会の増大等を図るための雇用保険二事業から成り立っており、また、両事業とも労働保険特別会計において経理されている。失業等給付の財源は国庫負担のほか、労使折半による保険料（平成21年4月現在の保険料率は、労使それぞれ賃金総額の千分の4.0）により賄われているが、雇用保険二事業の財源は、事業主のみが負担する保険料（同、千分の3.0）により賄われている。

過去4か年間における雇用保険二事業（三事業）の収支予算の状況は、下表のとおりとなっている。

図I-2

表2 雇用保険二事業（三事業）関係収支状況（平成17年度～21年度）

（単位：億円）

| 年度 区分 | 平成18 | 19 | 20 (二次補正後予算) | 21 (補正後予算) |
|----------|-------|--------|-----------------|---------------|
| 収入 | 5,401 | 5,168 | 5,184 | 5,203 |
| 支出 | 3,578 | 3,195 | 5,962 | 11,911 |
| 差引剰余 | 1,823 | 1,973 | ▲778 | ▲6,708 |
| 雇用安定資金残高 | 8,706 | 10,679 | 9,901 | 3,193 |

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 「雇用安定資金」とは、特別会計に関する法律（平成19年第23号）第104条第3項の規定に基づき、雇用保険二事業（三事業）に係る剰余金のうち当該事業費に充てるために必要な組入金をもって充てる資金をいう。

4 調査対象事業

今回、調査対象とした事業は、雇用保険二事業として、平成20年度において目標管理の下に実施された134事業（当初予算額：2,849億円）のうち、102事業（同予算額：1,371億円）である。

このうち、調査の結果、何らかの見直しを要すると考えられる事業が58事業（当初予算額：937億円）みられた。

なお、調査対象としなかった事業は、

① （独）雇用・能力開発機構及び（独）高齢・障害者雇用機構の中期目標期間終了時（前者は平成23年度末、後者は同24年度末）に事務・事業の見直しの一環として別途の評価が予定されており、その結果を踏まえて評価することが適当と考えられるもの（10事業）

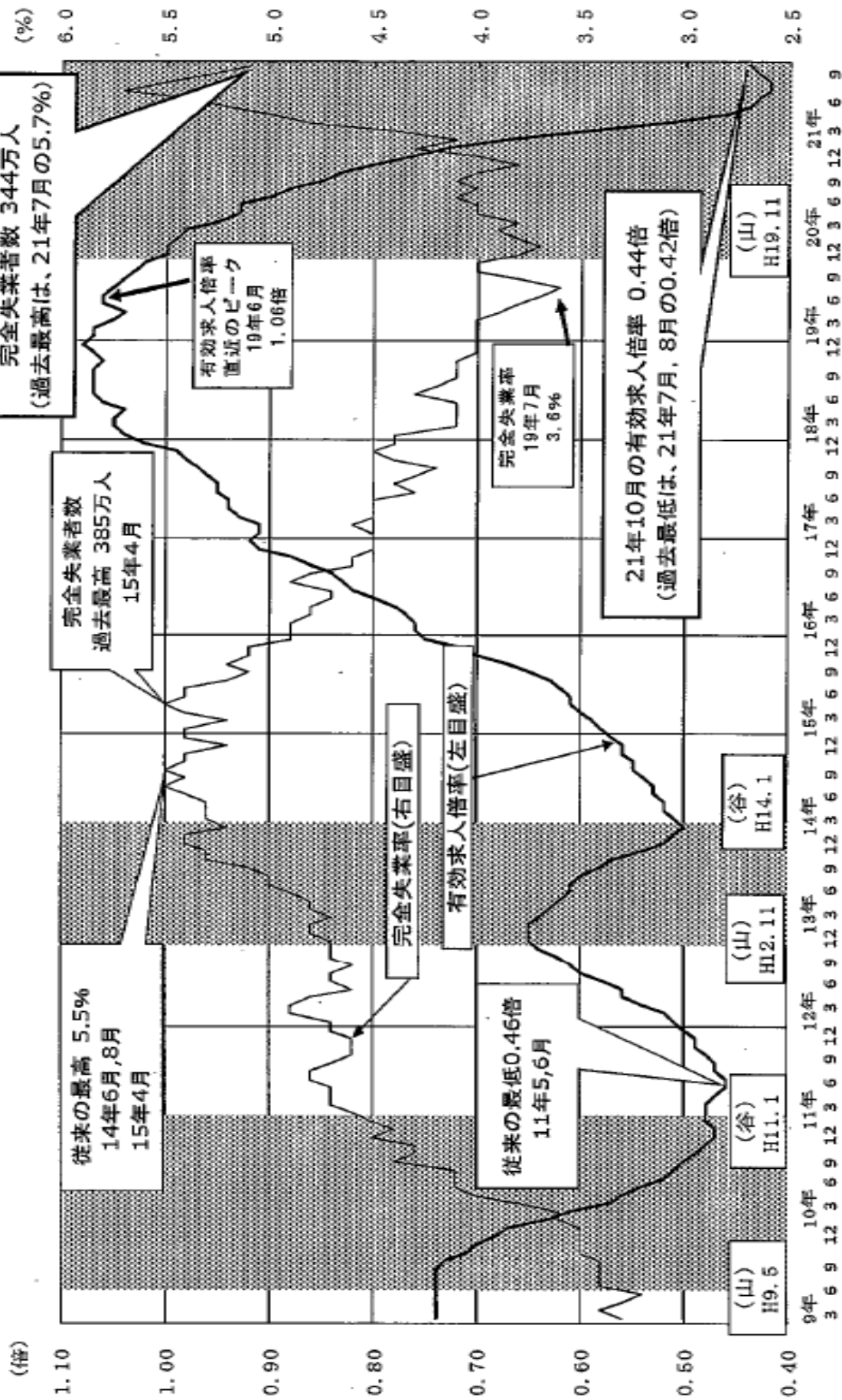
② 市場化テストを実施中（平成19年度から21年度）であり、その結果を踏まえて評価することが適当と考えられるもの（3事業）

③ その他（19事業）

である。

ちなみに、調査対象外事業の中には、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金（167億円）、独立行政法人雇用・能力開発機構運営費交付金（769億円）などの事業が含まれている。

図 I - 1 完全失業率と有効求人倍率の動向



(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」
※シャドードー部分は景気後退期

(注) 厚生労働省の公表資料による。

表 I - 1 「経済危機対策」(平成 21 年 4 月 10 日「経済危機対策」に関する政府・与党会議及び
経済対策閣僚会議の合同会議)

| |
|---|
| <p>○ 経済危機対策(平成 21 年 4 月 10 日) <抜粋></p> <p>第 2 章 具体的対策</p> <p>I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避</p> <p>1. 雇用対策</p> <p>◇ 非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。</p> <p><具体的施策></p> <p>(1) 雇用調整助成金の拡充等</p> <p>(2) 再就職支援・能力開発対策</p> <p>○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援</p> <p>○職業能力開発支援の拡充・強化</p> <p>○障害者の雇用対策</p> <p>○ハローワーク機能の抜本的強化等</p> <p>(3) 雇用創出対策</p> <p>(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等</p> <p>○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等</p> <p>○内定取消し対策等</p> <p>○外国人労働者への支援</p> <p>(5) 住宅・生活支援等</p> |
|---|

表 I - 2 雇用保険二事業等の規定

| |
|---|
| <p>○ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号) <抜粋></p> <p>(雇用安定事業)</p> <p>第 62 条 政府は、被保険者、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者(以下この章において「被保険者等」という。)に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。</p> <p>一 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法(昭和 41 年法律第 132 号)第 26 条第 1 項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。</p> <p>三 定年の引上げ、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 9 条に規定する継続雇用制度の導入等により高齢者の雇いを延長し、又は同法第 2 条第 2 項に</p> |
|---|

規定する高年齢者等（以下この号において単に「高年齢者等」という。）に対し再就職の援助を行い、若しくは高年齢者等を雇い入れる事業主その他高年齢者等の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

四 雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主、季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主その他雇用に関する状況を改善する必要がある地域における労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、障害者その他就職が特に困難な者の雇入れの促進、雇用に関する状況が全国的に悪化した場合における労働者の雇入れの促進その他被保険者等の雇用の安定を図るために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2 (略)

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成 14 年法律第 170 号）及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）並びにこれらに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとする。

(能力開発事業)

第 63 条 政府は、被保険者等に関し、職業生活の全期間を通じて、これらの者の能力を開発し、及び向上させることを促進するため、能力開発事業として、次の事業を行うことができる。

一 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 13 条に規定する事業主等及び職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第 11 条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第 24 条第 3 項（同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第 5 号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二 公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。）又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 1 項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（5 号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第 10 条の 4 第 2 項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は

促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第 11 条 に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2 (略)

3 政府は、独立行政法人雇用・能力開発機構法及びこれに基づく命令で定めるところにより、第 1 項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人雇用・能力開発機構に行わせるものとする。

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）〈抜粋〉

(定義)

第 2 条 (略)

2 この法律において「高年齢者等」とは、高年齢者及び次に掲げる者で高年齢者に該当しないものをいう。

一 中高年齢者（厚生労働省令で定める年齢以上の者をいう。次項において同じ。）である求職者（次号に掲げる者を除く。）

二 中高年齢失業者等（厚生労働省令で定める範囲の年齢の失業者その他就職が特に困難な厚生労働省令で定める失業者をいう。第 3 章第 3 節において同じ。）

3 (略)

(高年齢者雇用確保措置)

第 9 条 定年（65 歳未満のものに限る。以下この条において同じ。）の定めをしている事業主は、その雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用を確保するため、次の各号に掲げる措置（以下「高年齢者雇用確保措置」という。）のいずれかを講じなければならない。

一 当該定年の引上げ

二 継続雇用制度（現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。以下同じ。）の導入

三 当該定年の定め廃止

2 事業主は、当該事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、前項第二号に掲げる措置を講じたものとみなす。

○ 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成 14 年法律第 170 号）〈抜粋〉

（機構の目的）

第 3 条 独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者（勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）第 2 条第 1 号に規定する勤労者をいう。以下同じ。）の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。

○ 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成 14 年法律第 165 号）〈抜粋〉

（機構の目的）

第 3 条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）は、高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高年齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高年齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

○ 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）〈抜粋〉

第 9 条 事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者の業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第 15 条の 6 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによって行うことができる。

第 10 条の 4 事業主は、第 9 条から前条までに定める措置によるほか、必要に応じ、その雇用する労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な次に掲げる援助を行うこと等によりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

- 一 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇、再就職準備休暇その他の休暇を付与すること。
- 二 始業及び終業の時刻の変更、勤務時間の短縮その他職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける時間を確保するために必要な措置を講ずること。

2 前項第1号の有給教育訓練休暇とは、職業人としての資質の向上その他職業に関する教育訓練を受ける労働者に対して与えられる有給休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。

3・4 （略）

（計画的な職業能力開発の促進）

第11条 事業主は、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進するため、第9条から第10条の4までに定める措置に関する計画を作成するように努めなければならない。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、その計画の内容をその雇用する労働者に周知させるために必要な措置を講ずることによりその労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するように努めるとともに、次条の規定により選任した職業能力開発推進者を有効に活用することによりその計画の円滑な実施に努めなければならない。

（認定職業訓練の実施）

第13条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第4節及び第7節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

（国及び都道府県の行う職業訓練等）

第15条の6 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を第16条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

（都道府県知事による職業訓練の認定）

第24条（略）

2（略）

3 都道府県知事は、第1項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第19条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなったとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

（指導員訓練の基準等）

第 27 条の 2 (略)

2 第 22 条及び第 24 条第 1 項から第 3 項までの規定は、指導員訓練について準用する。この場合において、第 22 条中「公共職業能力開発施設の長」とあるのは「職業能力開発総合大学校の長及び第 27 条の 2 第 2 項において準用する第 24 条第 1 項の認定に係る第 27 条第 1 項に規定する指導員訓練を行う事業主等」と、第 24 条第 1 項及び第 3 項中「第 19 条第 1 項」とあるのは「第 27 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

図 I - 2 雇用保険制度の概要

